

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 3 章 部局の事務組織 (部局に置く事務部)</p> <p>第 1 7 条 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、 経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研 究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研 究科、エネルギー科学研究科、情報学研究科、生 命科学研究科、地球環境学堂、人文科学研究所、 再生医科学研究所、基礎物理学研究所、ウイルス 研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実 験所、霊長類研究所、東南アジア研究所、附属図 書館及び医学部附属病院並びに宇治地区に部局事 務部を置く。</p> <p>2 } } (略) 1 3 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 3 章 部局の事務組織 (部局に置く事務部)</p> <p>第 1 7 条 } } (同 左) 1 3 }</p> <p><u>第 1 7 条の 2 前条第 1 項に定めるもののほか、物 質－細胞統合システム拠点に事務部を置く。</u></p> <p><u>2 前項の事務部に、事務部長として事務部門長を 置く。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、第 1 項の事務部に副 事務部門長を置くことができる。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。</p>